

經濟財政諮問會議（平成26年第4回）  
經濟財政諮問會議・産業競争力會議  
合同會議（第2回）  
議事録

内閣府政策統括官（經濟財政運営担当）

経済財政諮問会議（平成26年第4回）  
経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議（第2回）  
議事次第

日 時：平成26年4月4日（金）16:55～18:32

場 所：官邸4階大会議室

1 開 会

2 議 事

（1）戦略的課題（内なるグローバル化）【経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

（2）財政健全化に向けて

3 閉 会

(甘利議員) ただいまから、平成 26 年第 2 回経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議を開催いたします。

合同会議に引き続き、第 4 回経済財政諮問会議を行います。

総理は 17 時 15 分ごろから参加されます。また、竹中議員は本日体調不良のため御欠席であります。

#### ○戦略的課題（内なるグローバル化）【経済財政諮問会議・産業競争力会議 合同会議】

(甘利議員) 本日は、オープンな日本の将来を創造するため、内なるグローバル化について御議論をいただきます。まず、佐々木議員から説明をお願いいたします。

(佐々木議員) それでは、資料 1-1 と資料 1-2 がございますので、説明資料の資料 1-2 の方をご覧くださいと思います。

まず、やはり我が国の経済が持続的に成長していくためには、オープンとイノベーションを軸にグローバル化を推進していく必要がございます。現在、国内企業の海外展開による外需の取込みは相応に進展しているものの、やはり国内市場拡大に向けた内なるグローバル化については、必ずしも進んでいないのではないかと考えております。

デフレ脱却を確実にしていくために、国内市場の活性化が急務でありまして、そのために我が国を世界一ビジネスしやすい環境として、輸出入ですとか、資金とか、人材、それから、情報、こういうものの流れの双方向のバランスをとって好循環を実現していくことが肝要でございます。すなわち、現在喫緊の課題であります対日直接投資、それから、外国人の活用に関し強力な施策を打っていく必要があります。

3 ページの左下をご覧くださいと思うのですが、これは対内直接投資の対 GDP 比率なのですが、これは OECD 諸国の平均の 9 分の 1 にすぎません。2012 年度末の対日直接投資の残高は 17.8 兆円であり、日本からの対外直接投資残高 89.8 兆円の 5 分の 1 しかございません。また、残高は対外直接投資が対前年で 15.5 兆円も伸びたのに対し、対内直接投資は実はわずか 3,000 億円しか伸びてございません。格差は広がる一方であるということだと思います。

現在、「対日直接投資に関する有識者懇談会」で外国企業等から意見を聴取しておりますが、真ん中の下のところにありますように、法人税の減税ですとか、あとはコーポレートガバナンスの強化、それから、人材確保や各種の規制緩和などといった要望が出ているところでございます。

引き続き、海外からの意見・要望を聴取して、次の 4 ページの左下の例にありますように、重点分野を定めて、施策を推進していくことが肝要であると考えております。

3 ページに戻っていただきたいのですが、いずれにしても、海外からの投資を呼び込んでいくためには、国内市場を魅力的にすることが必須であります。成長に向けた施策の継続的な推進が必要でございます。しかしながら、我が国の生産年齢人口は、ピークは 1995 年の 8,726 万人でございます。これが 2013 年、7,901 万人まで減少しておりまして、育児・

介護で、働きたくても働けない 220 万人の女性の活躍の促進、それから、外国人材の積極的受け入れのための環境整備が急務であります。

4 ページ目を見ていただきたいのですが、下のほうに書いてありますが、女性の家事の補助、それから、介護分野での外国人によるサポートも検討していくべきでありまして、これに国家戦略特区の活用も一案かと考えております。

それから、高度人材。これも積極的な受け入れでいきますと、ポイント制は一度見直されていますが、さらなる見直しと認知度の向上を図るとともに、外国人研究者の受け入れ、留学生の国内企業での活躍促進のために、研究環境や生活環境の整備を図って、今は受け入れ拡大のネックとはなっている帯同配偶者の就労規制についても緩和すべきと考えています。

昨今、景気は回復しており、有効求人倍率は 2009 年の 0.47 から 2013 年末は 1.03、最近に至近で 1.05 という数字もあるのですけれども、そういうふうに戻しているにもかかわらず、実は技能実習生の受け入れについては、2009 年度は 5 万 64 人、2013 年度は 4 万 1,027 人と減っているわけです。この減少はずっと続いております。もう一つは実習生の受け入れに対する監督指導では、ここ数年 80%、内外の年間 2,200 事業所が違反を指摘されている。これは本当に監督調査をしたうちの約 80%でございます。

したがいまして、本日の関係閣僚会議で在留期間その他について決定がされているわけですが、やはり抜本的に管理・運用体制を強化するとともに、国内企業の海外従業員のボーダーレスなローテーションの仕組みも含めて制度の充実を行って、現下の労働需要に応じていき、やはり 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの関連の建設需要拡大を機会に、制度の定着、もう一つは、少子高齢化対策への外国人のさらなる活用の緒についていくべきと考えております。

(甘利議員) ありがとうございます。

本日は、対日直接投資の促進と外国人材の受け入れの 2 つの課題についての御議論をいただきます。

まず、対日直接投資の促進についてであります。産業競争力会議フォローアップ分科会の国際展開戦略等の担当主査であります秋山議員より御説明を願います。

(秋山議員) 対日直接投資の推進体制の強化につきましては、お手元の資料 2-1 でペーパーを出させていただいておりますけれども、本日はそれをポイントだけ簡潔にまとめた資料 2-2 を使って説明させていただきます。

昨年日本再興戦略では、2020 年までに投資残高を倍増するという大変に野心的な目標が設定されておりますけれども、実績数値を見ますと、2008 年以降、この残高はほぼ横ばいという状況が続いています。そういった中で、2020 年にかけて、この倍増を達成するためには、毎年 2 兆円以上の残高の積み上げが必要ということになるかと思っております。これ自体が大変野心的な目標ではありますが、具体的な案件を積み上げていくという案件創出活動に成功のキーがあると思っております。

そういう意味では、海外の現地で、最前線で動いていただかなければならないと思っておりますのは各大使館の大使やジェトロ。こういった方々が外国企業に働きかけて、投資環境の改善に関する具体的な提案を引き出していただいて、投資拡大につながる重要な提案については関係府省庁が協力して、その具体化に向けて取り組む仕組みを整備する必要があると思っております。

この取組の仕組みについて、私は企業経営が専門でございますので、少しそういった面に置きかえて整理をさせていただいておりますけれども、まず、お客様にたとえていいと思いますが、顧客の近いところで外国企業経営者が抱えるニーズを現地で大使・ジェトロによる働きかけをする。あるいはそれが自治体と連携した誘致活動につながってくる。それをさらに、そういった活動があつて、最終的に総理・閣僚のトップセールスとして営業活動を行っていただくような吸い上げを行う。こういった案件の創出活動のステップを構築していくことが重要ではないかと思っております。

また、たとえて言うならば、この営業活動の営業マンともいうべき大使・ジェトロに対して明確な営業方針、つまり、どのような案件をどうやって発掘していくのか。いつまでに、どれぐらいというようなことを提示して戦略的な活動を求める。それから、先ほど佐々木議員から御紹介がありましたように、有識者懇談会でいろいろ吸い上がってきたような具体的なニーズを現地でもより一層を吸い上げる。

そして、これがお客様目線で見たとときに魅力的な商品となるように、規制・制度改革につながって、商品のブラッシュアップができるといったことを関係閣僚に検討を求めるとともに、経済財政諮問会議や産業競争力会議、規制改革会議、さらに国家戦略特区諮問会議等の関係会議と連携して検討のスピードを上げていく必要があると思っております。

こういった多くの会議、多くの省庁の協力が必要なわけですので、これらを統括する政府横断的な司令塔機能を設けるということで、この全体のガバナンスを実現することができると考えております。特に重要な制度改革、つまり商品の魅力度を上げるための商品開発に当たります重要な制度改革が万が一にも難航することがあつてはスピードが出ませんので、総理によって、トップから各御担当の関係大臣に具体化をぜひ指示していただくような形で、この全体のガバナンスをきかせていく。そして、スピードを上げていくことができると思われます。

この司令塔機能は、対日投資の推進に向けて政府の資源を対日投資案件の創出、それから、誘致活動に効果的に動員する上で重要な役割を担っております。世界に対して、日本政府が対日投資の推進に向けた本気度を示す意味でも、司令塔はぜひとも閣僚級で構成していただきたいと思っております。

昨年6月の成長戦略の発表以降、今はまさに実行する、実現するということが重要な段階に入っていることは既に多くの皆様方のおっしゃっているところでございますけれども、この営業活動の成果が商品開発につながって、さらに、これによって開発された商品が海外現地における、この商品の魅力アップによって海外現地の営業活動がさらにパワーアッ

プするといったような活動を、閣僚級の司令塔のもとで自律的に、循環的に行われるような新しい対日投資の推進体制を早期に立ち上げていただきたいと思います。

(甘利議員) 続いて、私から資料3に基づきまして御説明をいたします。

民間議員の御提言を踏まえまして、対日直接投資の推進体制を強化したいと考えております。現在、「対日直接投資に関する有識者懇談会」におきまして、外国企業等からヒアリングを行い、対日投資促進に向けた課題を整理していただいております。

今後は、対日直接投資の案件発掘・誘致活動を抜本的に強化する必要があり、在外公館・ジェトロに案件発掘・誘致活動を推進していただくとともに、外資系企業の誘致に積極的な地方自治体とも連携しながら、総理・閣僚のトップセールスにより外国企業への働きかけを強化したいと考えております。

こうした活動に加えまして、対日投資促進のために必要な制度改革などを閣僚レベルで強力で推進するために、「対日直接投資推進会議」を設けることとしたいと思います。

本会議は、私が主宰し、規制改革担当大臣、外務大臣、経済産業大臣にメンバーとして加わっていただきたいと思います。議題に応じ、他の関係大臣にも御出席をいただくほか、アドバイザーとして対日直接投資に関する有識者に参加していただくことを考えております。

本会議が、在外公館・ジェトロによる案件発掘・誘致活動の司令塔機能を発揮するとともに、外国企業経営者等から直接、意見を聴取し、外国企業のニーズを把握しつつ、対日直接投資の推進のために必要な制度改革の実現に向けて、関係大臣や関係会議における取組を促してまいります。

こうした推進体制の強化により、「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現、対日直接投資残高の倍増目標の達成に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

次に、外国人材の受け入れについて御説明いたします。産業競争力会議雇用・人材分科会の主査であります長谷川議員より御説明をお願いいたします。

(長谷川議員) 詳細は資料4-1の主査ペーパーにまとめておりますが、資料4-2に基づいて説明したいと思います。

本格的な少子・高齢化、人口減少社会を迎えている我が国が、ますますフラット化と多様化が進むグローバル経済社会の中で持続的成長をするためには、女性・高齢者・若者など日本人の労働参加率を高めていくと同時に、外国人材の活用を成長戦略の重要な柱の一つとして位置付けるべきと考えております。

既に高度外国人材に関しましては、ポイント制の見直し、これは本通常国会に提出する予定と聞いております。そういったものや留学生30万人計画の実現などについては、実行計画のもと、所要の措置がとられているわけではありますが、本日はまず、この資料の1ページ、2ページにかけて記載しておりますポイントを3点ほど御説明したいと思います。

1つ目は、検討に際して、経済財政諮問会議が、持続的経済成長に必要な労働人口等を

試算し、外国人材のニーズ、必要数を示すべきであると思います。2030年までは一応示されているところでありますが、長期に目指す成長と労働力の必要数をできるだけ共有するような形でさらに深掘りをしていただくことが望ましいのではないかと思います。

2つ目は、高度人材、技能実習制度、就労制度の3つの視点で、これらが混同しないように検討を進めることが必要であると考えます。高度人材につきましては、ポイント制の見直しは図られており、大変結構なことだと思いますが、より積極的に受け入れるためには高度人材ポイント制の対応だけでは不十分で、例えばどれくらい受け入れたいのか／受け入れるべきかをKPIとして掲げ、生活環境や諸制度も「外国人に来てもらう」という視点で整備する必要があると思います。この点、カナダやオーストラリアは政府のホームページにアクセスすると、どういう要件の人材が求められていて、自分がそれに該当するかどうか、該当すれば入国に際して何が認められるのか、どういう手続をすればいいのかというのが全て、極めてわかりやすく案内されています。「来てもらう」というのはこういうことであり、他国の例を具体的に、真摯に学んで、できることはぜひすぐにやっていただきたいと思います。

それから、技能実習制度の抜本的見直しについてであります。技能実習制度は製造業を中心とした68業種を対象とし、これまで開発途上国の人材育成に貢献してきましたが、各国の発展・成長に伴い、求められる分野にも変化が見られるほか、受入期間・受入人数にも拡充のニーズがございます。監理体制を整備・強化しつつ、介護などのサービス分野等、対象を拡大するとともに、実習期間を現行の3年から、3年プラス2年に延長し、併せて受入人数枠についても、例えば優良企業から優先的に拡大するなど、見直しを検討すべき時期に来ているのではないかと思います。

それから、新たな就労制度の検討であります。人口減少下で労働力不足が既に顕在化している分野がございます。建設分野においては、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて閣僚会議で決定されたと聞いており、それは大変喜ばしいことでありますけれども、これに加えて、もう少し長期も見据えた検討を行うべき時期に来ていると思います。そのほか、農業、製造業、家事支援サービス等についても検討を開始すべきであります。特に家事支援サービスに関しては、特区で先行的に実施し、ニーズなどの検証を行った上で拡大していくことも検討していただきたいと思います。

最後に、今、申し上げた当面の対応に加えて、3つ目のポイントとして、中長期的視点から外国人を受け入れ活躍してもらうための新たな仕組みについて、不法就労や人権問題等の懸念を生じさせないための監理体制も含めて今から検討を開始していただきたいと思っています。これまでも何度か申し上げてまいりましたが、現状、外国人受け入れに関しては、いわば「できるだけ限定して」、あるいは「例外的に認める」というような対応となっていると認識している。しかしながら、外国人材も持続的成長に貢献する重要なリソースであるという視点から、一定の条件のもと、積極的に外国人を受け入れて活躍してもらうために、先ほどの秋山議員の対日投資拡大の考えと同様に、政府に一元的な司令塔を設置して

いただきたいと思ひます。ただし、この考へは“移民”の受け入れとは明確に一線を画するものであるということは、最後に確認しておきたいと思ひます。

(甘利議員) 続いて、各大臣から、外国人材の受け入れに関する民間議員からの御提案も踏まえた現在の検討状況につきまして、御説明をお願いいたします。谷垣大臣、太田大臣の順でお願いいたします。

(谷垣大臣) お手元の資料5をご覧くださいと存じます。外国人技能実習制度の見直しの検討状況について御報告いたしたいと思ひます。

1 ページ目をご覧くださいと、まず、これまでの検討状況で、法務省におきましては、昨年11月から、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に分科会を設置いたしまして、各界の有識者である委員の方々に技能実習制度の見直しについて御検討いただいております。これまで学識経験者、実際に技能実習生の受け入れを行っている監理団体や実習実施機関の関係者のほか、様々な立場の方からヒアリングを行いまして、分科会のメンバー間で意見交換を行っていただいております。技能実習制度の見直しの方向性等についてであります。これまでの関係者への意見聴取では、技能実習制度を廃止した上で新たな外国人労働者受入制度の創設を提言する御意見もございましたが、多くの意見は、開発途上国への技能等の移転による国際貢献という技能実習制度の意義を認め、技能実習制度の目的に沿った活用がより一層行われるようにするための制度の適正化を図りながら、制度の拡充等の改革を検討することが重要であるというものでございました。

2 ページをご覧くださいと思ひます。制度の適正化と拡充についての具体的な方策として出されている意見についてでございます。適正化については、監理団体の監理を実効あるものとするなど、技能実習制度における監理体制などを強化する必要があるとの御意見や、不適正な処遇等があった場合に、技能実習生が安心して公的機関等に通報できる制度など、技能実習生の保護の強化を図っていく必要があるとの御意見をいただいております。また、制度の拡充については、技能実習期間の延長、または再技能実習を認めることや、受入人数枠の拡充などの御意見をいただいております。制度の適正化を図りながら、制度の拡充策等を進めていくには、優良な受入団体等への集約を促進するなどの方向性が示されておりますが、さらに検討を進めまして、本年年央をめぐりに一定の方向性を出していく予定でございます。分科会での議論を踏まえつつ、関係省庁とも連携し、技能実習制度の見直しについて検討を進めていきたいと考えております。

(甘利議員) 続いて、太田大臣からお願いします。

(太田大臣) 資料6「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置について」でございます。

1 ページ目でございますが、復興事業の加速を図りつつ、オリンピック・パラリンピックに伴う一時的な建設需要の増大に的確に対応していく必要があります。このためには、まずは、国内の人材確保、若手が入ってこないということもありますが、建設業界は倒産

ということがかなりあったものですから、高齢者がそのまま離れることがありますから、戻っていただくということと、若手の人材を確保していくということ。その上に、外国人技能実習の修了者に活躍していただくことが大変有効な対策であると思います。このため、けさ開催されました閣僚会議におきまして、2020年度までの緊急措置が取りまとめられました。

資料の2ページをご覧ください。現在、建設分野の外国人技能実習生は毎年5,000人程度が実習を開始し、実習期間が3年間であるために、毎年1万5,000人の方々が在留していることとなります。左下の図のとおり、今回まとめました緊急措置では、建設分野の外国人技能実習の修了者に特定活動の在留資格を付与します。引き続き、最大2年間の在留を認める。そして、帰国後の再入国により最大2年ないし3年間の在留を認めることとします。また、右下の図のとおり、不法就労や人権問題などを懸念する声もありますので、新たな特別の監理体制を構築することにします。今後、来年度初頭からの円滑な受け入れに向けまして、関係省庁と十分連携して、万全の準備をして当たりたいと思っております。

(甘利議員) それでは、御自由に御意見をいただきたいと思いますが、時間の制約もありますので、ポイントを絞り込んでコンパクトにお願いいたします。

まず、対日直接投資の促進についての御意見をいただきたいと思っております。

(麻生議員) 資料7を御参考ください。

1月20日の諮問会議において、有識者議員の資料で、「日本はOECD諸国の中で対内直接投資に対する制度が最も厳しい」という御指摘がありました。私は、その時に根拠にしているOECDの指標がおかしいのではないかとすることを申し上げたと思っております。精査させましたところ、この指標はこのような形で訂正されましたので、御報告させていただきます。

(伊藤議員) 私が申し上げたいことは、対日直接投資の拡大というものは日本の覚悟の問題であろうと思っております。戦後の日本の貿易の話をずっと調べていた時期があるのですけれども、御案内のように、貿易立国ということで日本を作っていくということで、我々の先輩方は、例えば関税を大幅に引き下げることなど、大変な努力をされたわけです。それが結果としての現在の日本の国づくりになっているわけです。

21世紀になりまして、これは世界的に知られていることですが、貿易よりも直接投資のほうがはるかに大きな勢いで伸びている。しかも、直接投資が伸びるということ自身が貿易を拡大するという意味もあるわけで、そういう意味では日本がこれからどういう国を目指していくかというところで、やはり世界で一番ビジネスがしやすい国であるという御説明が先ほど出てきましたけれども、まさに直接投資を増やす。特に対内直接投資を増やすことが極めて重要であるということをもう一回確認したいと思います。

そういう意味では、我々は法人税率引下げを申し上げてきたわけですが、これも含めて、やはり日本全体の長期的な姿の中で直接投資の拡大を考えていただきたいと思っております。

2番目は、これは今日の話にかかわっているわけですが、直接投資というものは自己増殖的な面がありまして、対内直接投資が増えればそれだけ人材も育成されるわけですし、あるいは対内直接投資の中の競争が入るわけですから、そういう意味では少しでも早く、実際の日本に対する投資の実例を作ることが極めて重要でありまして、そういう意味でも司令塔を設けて、一つでも多く、早く、成果を作っていくことをやるのが大事であると思います。

(秋山議員) 私も今の伊藤先生の意見に大賛成でございまして、まずは今回、甘利大臣に推進会議の設置を決めていただきありがとうございます。新しく設置される司令塔たるべきこの会議がやはり実際のエンジンとして機能しなければならないということを考えますと、今、お話がありましたような取組を、進捗管理や、方針を示すだけではなく、会議を構成されるメンバーの皆さんに、具体的な投資案件の成立に向けて、ハンズオンで、今、既に、特に安倍内閣になってからは非常に積極的におやりいただいていると思いますけれども、この会議の設置を機に、より一層進めていただくことによって海外に向けての大きなメッセージになると思います。

また、伊藤先生から御指摘がありましたスピード感のところですが、そういった意味で、2020年までの倍増計画の道筋をつけていくという意味でも、この対内直接投資と国家戦略特区というものは非常に親和性が高いと考えております。外国企業に対するセールスポイントとしての構造改革というものが大きなアピール材料になると思います。例えばPPP／PFIのコンセッションにかかわる部分、あるいは農業の6次産業化、輸出にかかわる部分、こういったところで国家戦略特区を呼び水として使っていくということは大いにあるのではないかと思います。

また、今日のもう一つのテーマであります外国人材に関しても、これは対内直接投資だけではなく、例えば家事支援人材を入れることで女性の活躍の推進を一層進める。あるいは外国人材でベンチャー人材なども積極的に受け入れるようなことで、創業の促進を図る、競争を図る、こういったことで内なるグローバル化の実験場として国家戦略特区を活用していくということをぜひ進めていきたいと思っております。今、これは既に第1弾の指定も進んで、こういったテーマは、例えば人材の問題であれば、広域都市圏の地域などが候補になるかと思っておりますが、スピード感を出すという意味では、各自治体の中でやはりやる気のあるところに早く口火を切っていただくという形でぜひとも進めていただきたいと思います。

(甘利議員) お三方の発言に関しまして、外務大臣や経産大臣から何か関係する発言はありますか。

(岸田大臣) 対外直接投資につきましては、投資が期待できそうな国を中心に、各国の事情等に応じたきめ細かなアプローチを展開することにより、早期に成果を上げていくことを目指すべきであると考えております。大使・総領事に対し、現地ジェトロ事務所長とも連携しつつ、積極的に誘致を行うよう指示をしたいと考えます。

また、総理・閣僚の外国訪問の機会を活用したトップセールスも行っていくことも重要

であります。まずは5月に見込まれます、総理や閣僚の欧州等への訪問に向けて準備を進めたいと存じます。

(茂木議員) OECDの指標が訂正されたのは、良いことであると思っております。

ただし、国際的に見て、外国企業の誘致競争はこれまで以上に激化しておりまして、今、諸外国では以前から首脳及び閣僚みずから外国企業に注意を呼びかけるなど、国を挙げた総力戦を展開しているところでありまして、最近の日本の特に注目すべき動きを3点申し上げたいと思います。

まず、経済産業省がこの3月までに行いました調査によりまして、中堅・中小企業におきまして、外国企業と投資提携をして、その経営資源・ノウハウを活用して、商品開発力の向上や国内外の販路拡大を図っている事例が数多く生まれており、今回取り上げただけでも30件に上っております。また、地方自治体の中には、これまで姉妹都市などを結んでいたのですけれども、それを超えまして、首長みずから海外での企業誘致活動を行う、より積極的な取組みが増えてきているところでもあります。

その一方、まだ外国企業の中には、日本への投資に関心を有しながらも、日本の規制や制度について懸念を有して、なかなか投資に踏み切れない例もあるわけでありまして、やはり政府が一体となって、地方自治体も巻き込んで、外国企業等の誘致を推進していくことが何よりも重要であると考えております。先ほど甘利大臣、秋山議員、伊藤議員のほうからもお話がありました司令塔、「対日直接投資推進会議」をドライビングフォースとして、外国企業経営者の意見なども聞きながら、規制・制度改革を大胆に進めるということは非常に必要であると思っております。そういったメッセージを出すことが、やはり躊躇している企業も踏み切るようになっていくのではないかと考えております。

ジェットロにつきましても御指摘をいただいたところではありますが、業種別の内外の専門家60名をこのたび配置して、海外での誘致体制を充実するということによりまして、ようやくビジネスマインドが出てまいりました在外公館とか先進的な地方自治体とも連携をして、誘致活動を一層積極的に行うことによって、やはり成功事例を作っていかなければいけない。その積み重ねということが何よりも重要であると考えております。

外国人材に関して、女性が活躍できる環境という点から言いますと、どうしても、やはり保育というものがすぐ来るわけですけれども、これも重要なのですが、家事支援が極めて今後重要になってくるのではないかと考えております。

(佐々木議員) 麻生大臣から出てきた資料についてお話ししたいと思っております。これは財務省さんの御努力によりまして、OECD側の誤解が解けたというのは非常に喜ぶべきことであると思っております。これで基本的にOECDの平均よりも開放的であるということが証明されているわけですから、では、なぜOECDの平均の9分の1しか対内投資がないかというのは、これはいよいよ本丸としての法人税をぜひ、いろいろ頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

(麻生議員) 反論の権限は与えられるのですか。

時間がないので、別のときでいいですよ。言ってくるであろうと思って、ちゃんと用意はしてありますけれども、また別のときにやりましょう。言ったら、必ずこうやって出てくるであろうと我々も期待していましたので。

(佐々木議員) ありがとうございます。

(榊原議員) 海外企業の直接投資の話ですけれども、先ほど佐々木議員も言われたとおり、我が国の水準というものは主要国で最低水準である。この要因というのは、1つは秋山議員の御指摘のように、推進体制が整備されていない。もう一つは、外国企業の投資に対するインセンティブ。法人税の話がありましたけれども、いわゆる立地競争力を含めて、そういった投資環境を整備されていないということであろうかと思えます。そのうちの推進体制につきましては、本日、甘利大臣から「対日直接投資推進会議」設置の御説明がありました。それから、茂木大臣からも推進体制を強化していくという御説明がありまして、大変心強く思っております。

ただ、多くの国では外国企業の対内投資誘致のための専任の大臣とか専任の大使が非常に熱心に企業をラウンドして、投資を呼びかけております。例えばフランスでは、政府内に対仏投資庁を設置して、外国企業の対仏投資プロジェクトを精力的に指示しています。設備投資の助成金とか減税などのインセンティブに加えまして、各種法規・法令についての情報提供、あるいは政府機関へのコンタクトの支援なんかもしております。

一方、隣の韓国ですけれども、外国企業に対する対内直接投資のインセンティブが非常に充実しております。一定金額以上の直接投資をする外国企業に対しましては、法人税の10年間の減免。5年間は全免、あとの5年間は半免です。設備投資に関する補助金は15%までキャッシュバックする。工場誘致は無償貸与で、そういったいろいろなインセンティブ、雇用助成金といった幅広いプログラムを備えています。その上、韓国では、電気料金とか労務費を始めとするさまざまなコストが総じて日本の0.4掛けです。企業にとりましては、日本よりも韓国のほうがコスト面では圧倒的に有利というのが実態でございます。この結果、韓国の対内投資のGDP比率は日本の約10倍といった水準になっております。

私ども会社も、炭素繊維とか高機能樹脂といった高付加価値事業については、日本で工場を建設したいのですが、日本と韓国とで比較しますと、投資採算性の点で本当に株主に説明できないぐらい大きな差が出てしまうということで、結果的に韓国で投資を拡大せざるを得ない状況になっています。成長戦略の推進のためには、国内企業と外国企業、両方の日本国内での投資拡大が不可欠でございますので、外国企業の対内投資拡大に向けての、本日の秋山議員の提言を全面的に支持するとともに、外国企業に対する投資インセンティブについても諸外国の例に倣って早急に整備していただきたいと思えます。

(長谷川議員) もう皆さんが大体おっしゃられましたけれども、あのアメリカでも「インベスト・イン・アメリカ」という組織を作ります。完全にはワンストップショッピングになっていないのですが、ここでアメリカへの投資誘致をしているということ、たまたま、そのヘッドが来たときに聞いたことがあります。

インベスト・イン・アメリカの中身はともかく、そういう組織が活動しているということが重要です。甘利大臣がおっしゃいました「対日直接投資推進会議」の設置は大変良いことなのですが、例えば政府のホームページの中に、「インベスト・イン・ジャパン」とか、インベスト・イン・何とかというサイトがあって、そこにアクセスすれば大体わかるという情報提供の姿勢が重要ではないでしょうか。例えば高度外国人材ポイント制について、カナダやオーストラリアのホームページを見ると、本当に誰でも、素人でもわかるようになっていきます。対日投資については、対外公館に対応いただくのと同時に、誰でも見てわかるように情報提供することも大事であると思います。

それから、総理を含めて閣僚の皆さんがトップセールスをやっていただくことは大変結構です。ぜひインフラ輸出と併せて、閣僚ごとにKPIに落とし込んでいただいて、例えば海外出張のときは必ず1つ、総理はすでに3つぐらいやっておられると思いますけれども、これは必ずやるというようなものを用意してご出張いただくなど、そういうことも考えていただきたいと思います。

もう一つは、秋山議員がおっしゃったことでありますけれども、日本での起業を増やすということは投資にもつながるし、雇用にもつながりますので、「アジアで最も起業しやすい国」という概念の特区をぜひ作っていただきたい。福岡市の高島市長が起業を促進したいということで特区に取り組みされているのは承知しております。福岡も大事であります、東京とか大阪とか、そういうところでもぜひそういう考え方を特区のコンセプトに盛り込んでいただきたい。

(小林議員) 内なるグローバル化に関連しまして、「イノベーション」の現在と、今後の向かうべき先について申し上げたいと思います。

グローバル・オープン・イノベーションとも言える、先ほど経産大臣から言われましたけれども、世界規模でのイノベーション創出に向けて大変熾烈な戦いが行われている中で、世界は今や「モノと情報の融合」の時代になっており、ソフトウェアとハードウェアの融合、あるいは製造業とサービス業との境界にある産業、つまり2.5次産業化時代が本格的に幕を開けているのではないかと思われるのですが、こういう認識に立ちますと、先に法制化されましたグレーゾーン対象制度は非常に有効な第一歩ではなかったかと思えます。

例えば、簡易血液検査サービスのような新しいヘルスケアサービス。こういったものは医療行為とみなされて禁止されているのか否かが非常にわかりづらかったわけですが、グレーゾーンを解決するこうした役立つ制度は、我々のみならず、新規参入の外国企業にとっても状況は同じであろうと思えます。これを一層進めまして、「不透明、裁量的な規制と利用者側が思うようなものは基本的に是正」していくといった規制改革の取組の原則を示すことも、新機軸を生み出すグローバル・オープン・イノベーションのためには有益であると思いますし、内なるグローバル化を促進するものと考えます。

先ほど長谷川議員も言われていましたけれども、ホームページ等を含めまして、今後の資料の作成、配付、窓口の英語説明など、外国人に対しても理解しやすい発信の仕方をぜ

ひ工夫していただきたいと思います。

(甘利議員) 各議員からいただいた御意見を踏まえまして、各省からの御協力を得ながら、私のところで取組を進めてまいります。それでは、対日直接投資の促進に関する議題は以上といたします。

続いて、外国人材の受け入れについて、御意見をいただきたいと思います。

(高橋議員) まず、外国人労働力ですけれども、これまで日本は高度人材については受け入れ、一方で単純労働者は不可という2分法だったわけです。ただ、それだけですと必要な人材を確保できないおそれがある。そういう意味では、技能実習制度の拡充はこれを解決する手段の一つであると思います。

ただ、技能実習制度というものはもともと国際協力が建前の制度です。今は、実態的には不足する労働者、特に中小企業の労働者を確保する手段になっていますけれども、それがゆえにさまざまな問題が生じております。不法就労の問題もありますし、あるいは労働者の権利侵害の問題も出てきております。その点、これから先、管理強化と労働者の権利保護が非常に必要になってくると思います。

谷垣大臣の資料にもありましたけれども、例えば受け入れ先が非常に不良な機関であった場合に、労働者はその機関を取りかえることはできません。嫌だったら帰るしかないわけで、そういう意味では受け入れ先が変えられるような仕組みも必要であると思います。そういう意味で、技能実習制度を変えていくことが必要であると思うのですけれども、ただ、私はそれだけでは、まだまだ日本の必要な労働力は確保できない。ですから、例えば先ほどお話に出ましたけれども、家事支援あるいは介護支援、こういった分野については、既存の技能実習制度にはないわけですから、場合によっては新しい枠組みを作ることも考える必要があるのではないかと思います。

ちなみに、ドイツとかオーストラリアは、国内で不足する技能労働者を賄うために、業種・職種によっては、国内で実際になり手がいない場合には、労働市場テストというものをやって外国人を受け入れることもやっておりますので、そういった外国の制度も参考にできるのではないかと思います。

もう一点申し上げたいと思いますが、看護・介護の分野でございますけれども、ここは今、EPAということで受け入れております。ただ、その枠もまた十分に満たしておりませんが、これから日本はこの分野で非常に人材の不足が予想されているわけですが、そういう意味ではEPAの拡充というものが非常に大事だと思うのです。

ただ、一方で問題提起させていただきたいのは、例えば外国人留学生が日本の大学を卒業して、かつ日本の看護・介護の国家試験に受かったとしても、外国人であるが故に、この仕事に就くことはできません。そういう意味では、国家試験まで受かる方はある意味では技能労働者であり、かつ高度人材であると思いますので、こういう方たちについては門戸を開くことが必要であると思いますので、そういったところもぜひ御検討いただきたい。

いずれにしましても、優秀で質のいい外国人労働者を受け入れる方向で、これから抜本

的な議論が必要ではないかということをお願いしたいと思います。

(榑原議員) 先ほど外国人材活用について、佐々木議員、長谷川議員から提言がございましたけれども、全面的に支持したいと思います。また、谷垣大臣から、外国人技能実習制度の適正化と拡充についての見直しを検討していらっしゃるという御報告をいただきました。太田大臣からは、東京オリンピック・パラリンピックの建設需要の増大に対応するために、建設分野の外国人技能実習就労者の在留期間延長に関する緊急措置の御説明をいただきました。それぞれ大変大きな前進であり、御英断に敬意を表したいと思います。

成長戦略の一環として、高度外国人材の受け入れ拡大あるいは促進、そして、外国人技能実習制度の抜本的見直し、特に実習期間の延長と受け入れ枠の拡大は待ったなしの課題であろうかと思えます。我々、実態を見てみますと、中小企業の生産現場、あるいは大企業の技能要員や3交代のシフト要員、また、一部の製造業や農林水産業などの季節変動型の現場では、労働力の不足は深刻でございます。こういった需要に対応して、外国人技能実習修了者や、もう一つは日系企業の海外従業員のような身元のしっかりした外国人については、きちんとした管理監督体制のもとで、技能要員とか3交代シフト要員、期間限定要員、あるいは今日話のあった家事とか介護支援要員、そういった分野での就労を認めていただくよう、あわせて御検討いただきたいと思います。

このような高度人材を含めた幅広い外国人材の受け入れを進めていくためには、長谷川議員の御提案にもありましたけれども、就労環境や生活環境の整備、社会保障制度の充実など、我が国を挙げた総合的な取組が不可欠であろうかと思えます。このために専任本部を内閣に設置するなど、政府部内における統一的な政策立案・遂行体制を確立すべきと考えます。

(伊藤議員) 移民と外国人材を分けるポイントは何であろうかと考えてみますと、やはり監理体制・サポート体制を強くするということであろうかと思うのです。したがって、そこをしっかりとっておくことによって、我々は外国人材をしっかりと活用するのだということより明らかにすべきであると思えます。たとえてみるならば、ブレーキとアクセルみたいなもので、やはりしっかりと効くブレーキがあるからこそアクセルが踏めるというところがあると思えますので、そこをぜひ、進めていただきたいと思います。

もう一つ、ぜひ申し上げたいのは、アベノミクスを実現していくときに、やはりボトルネックになりそうなところに幾つか人材の問題があるのだということ、もう一回、ここで確認しておく必要があるかと思うのです。建設労働の人材が少なくなれば、当然いろいろなところに支障が来ますし、農業の競争力強化をしようとする、やはり人材をどう使うかということは鍵になると思えますし、そして、何よりも家事・介護支援人材が充実しないと、女性が積極的に仕事をしにくいということがあると思えますから、ぜひアベノミクスの成長を邪魔しない形で、むしろ成長を促進する形で幾つか重点分野を考えていきたいと思っております。

(甘利議員) それでは、お三方の発言に関して、法務大臣あるいは厚生労働大臣等から、

この場で回答できるものがあつたらお願いいたします。

(谷垣大臣) まず、専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れたいということで、高度人材ポイント制というものを見直して、今国会にも法案を出しているということでございますが、先ほど長谷川議員がおっしゃったように、そういうことをやっているのだということについてアンケートをとってみると、知らないという方が極めて多いのは誠に残念でございまして、やはりどういうポイントであるとそれがうまくいくのかということ、分かりやすい資料を作成して、今、大使館等に周知を図っているのですが、さらにホームページ等も含めまして、どうしたらそういうことがもっと理解されるのか、工夫をしたいと思っております。

技能実習制度については、今日いただいた御意見も踏まえて、更に議論を詰めていきたいと思っておりますが、確かに残念ながら一部の監理団体や実習実施機関では不適正な受け入れをしているところがございまして、国際的にも指摘されている面がございまして、こういうところの監理は強化していかなければいけないと思っております。

また、先ほど申し上げました技能実習制度を、きちんとした優良なところには、例えば実習期間を延長するとか、そういうことも必要なのかなど。そんなことも考えていかなければならないのかなと思っております。

それから、家事支援等々が必要であるという御意見がございました。これは他の労働市場や治安への影響とか、いろいろ考えていかなければならない面があるわけで、それはまた低賃金労働として受け入れているのではないかとそしりを受けてもいけないだろうと思っております。適切な労働環境を確保することも必須だと思っております。

それと、まだ日本では外国人を家事支援等々に使うということについて必ずしも、皆、経験があるわけではございません。したがって、特区のようなものでまず実験を試してみるといいますか、試してみるのも一つの考え方かなと考えております。

(田村大臣) 外国人労働者の受け入れの範囲の拡大についてでありますけれども、まずアベノミクスの賃金上昇に向けた動きがあるわけでありまして、これを阻害しないこと。それから、人手不足の産業において、日本人が就かない産業にならないように、日本人も働いているけれども、足りないからという話がありますから、入ってきたら日本人が全部駆逐されてしまったということにならないように、これは大変重要なことであると思っております。

それから、今、谷垣大臣もおっしゃられましたけれども、外国人であるということを利用して、賃金や労働時間の労働条件が日本人と異なるものにしない。これはそういう制度になっており、そこで差をつけるわけにはいきませんので、安いから使うのだということにはならないわけです。

あとは、技能実習制度につきましては、今、お話がありましたけれども、技能移転という制度趣旨に沿った見直しであることが重要でありまして、これらが最低限守られるべき前提であり、これらを踏まえた上で国民生活全般にどのような影響があるかということも

踏まえながら議論をする必要があると思います。

介護分野の話であります。EPAにおける円滑な受け入れということで、今、一生懸命、この合格率を上げております。送り出しの方でしっかり日本語を学んでいただく仕組みも作っており、やはり日本語が資格試験の合否を左右する大きなポイントでございますので、こういう努力をいたしております。

留学により介護福祉士資格を取得した者への在留資格につきましては、その専門性を評価した上で検討する必要があると思います。今、御議論がございましたけれども、検討させていただきたいと思います。技能実習の対象とすることに関しましては、これは日本語要件や、介護サービスの質。これは要するに介護福祉士の資格を取っていないわけでございますので、そのような点も踏まえて検討する必要があると思います。

それから、これは大変恐縮でございますけれども、前回会議の反論をよろしいでしょうか。

(甘利議員) どうぞ。

(田村大臣) 実は前回、時間がなかったものですから、前回会議のことに関しまして少しばかりコメントをさせていただきたいと思います。

まず、育児・家事支援サービスの分野における外国人労働者の活用につきましてでありますけれども、これは具体的なニーズを踏まえた検討が必要である。特区で試験的に実施し、ニーズを見極めるといふ提案もあったのですが、ニーズがあるかどうかというのは、ある程度踏まえる必要があると思います。

あわせて育児支援につきましては、やはり次代を担う子供たちの健全育成の観点から、人格形成という時期でございますので、我が国の言語でありますとか文化というものを十分に理解されていない外国人、こういう方々が育児というものに携わるのは問題があるのではないかと感じておまして、その点は検討をお願いしたいと思っております。

2点目で、准保育士資格等に関してでございますけれども、前回の長谷川主査提出資料の御提案は、主婦などの子育ての経験のある方の能力をぜひとも広く子育てに発揮していただきたいという趣旨であったと思ひまして、この点は我々も賛成であるわけでございます。

積極的にいろいろな活用はしてまいりたいと思っておりますが、准保育士等の資格を創設して、仮に認可保育所の配置基準に算入するという場合は、これは保育の量の確保のために質を犠牲にしたということになるわけでありまして、今、そういう議論があるわけでございますので、ぜひともそこは切り分けていただきたいということで、今、新制度の中でいろいろな新しいサービスを我々は公定価格を入れて考えております。こういう中において、こういう方々に研修を受けていただきながら力を発揮していただくことはあつていいのだろーと思ひますので、その点は検討させていただきたいと思ひます。

保育の質を保ちつつ、量を確保するため、賃金が希望に合わない等々の潜在保育士の方に対しましては、給与の改善でありますとか、復職前の実技研修等々を取り組むことによ

りまして、資格は60万人持っておりますけれども、現場に復帰する際の一番の問題は、やはり待遇が悪いということでございますので、これを改善することが大事でありまして、准保育士は更にそれよりも待遇が悪くなりますので、ワーキングプアを作るとということにも繋がりがねないですから、保育士の方々の非常に低い待遇を上げて、実際に働いている以上に多くいる資格者の掘り起こしをしていかないとなかなか難しいのではないかと考えております。

(古屋大臣) 国家公安委員長として、外国人の受け入れ拡大について申し上げます。

外国人の受け入れ拡大につきましては、不法就労や不法残留、外国人犯罪の増加等、治安に与える影響も懸念されます。したがって、まず慎重に検討されることが必要ではないかと思っております。

それから、それに関連して、被災地復興事業や五輪関連の建設事業に伴う建設労働者不足の対策でございますけれども、まずは経験者の復帰であると。先ほど太田大臣もおっしゃっていましたが、若者とか、あるいは「ドボジョ」といわれるような土木業界で働く女性の入職促進を図るなどして、まずは国内人材の確保対策を進めていく。可能な限り、国内人材によって対応すべきと考えます。同様の考えで、他の分野の外国人の受け入れについても、まずは国内人材の確保を進めるべきではないかと考えています。

それでも、なお労働者が不足する場合、外国人の受け入れを拡大する場合には、不法就労であるとか、不法残留、外国人犯罪の増加等、治安上の問題が生じないように、事業者や所管省庁等の厳格な管理の下、必要な数に限るなど、治安上の問題が生じない仕組みにすることが不可欠と考えます。今日の朝の関係閣僚会議においても、そういった考えが示されました。

今後、受け入れ拡大に向けた制度の検討に当たっては、治安上の観点から必要な意見を述べさせていただきたいと思っております。

なお、国土強靱化担当大臣として、安定した建設労働力を長期的に維持していくことは、災害対策強化、あるいは国土強靱化推進の観点からも重要であると考えております。同時に、中期的な事業計画をしっかりと開示していくことも極めて重要と考えています。

(佐々木議員) 先ほど私が説明を差し上げた内容について、ちょっと補足をさせていただきます。

あのときに私が言ったのは、国内企業の海外従業員のボーダーレスなローテーションというお話を差し上げたのですが、これは何を言っているかといいますと、現在、日本の企業が海外で雇用している従業員は523万人いるわけです。その人間も責任を持ってしっかり雇用している。

その人間が実は同じような職種を、例えばうちの例でいきますと、京浜の工場タービンを造っている。インドにもタービンを造る工場がある。そのときに、では、なぜインドにそういう工場があるのかといいますと、相手政府等の意向で地産地消でやってくれ。それで、ジョイントベンチャーで造ってくれ。そう言われますので、輸出でできないものも

あるわけです。

そういう場合に、同じものを造っている、同じ拠点があつて、安定的に雇っている人が、普通だったら社内ローテーションできるものが、国境があることによって全くフレキシビリティがなくなっている。ですから、両方ともちゃんとしっかりとした場所があつて、拠点が確保されていて、なおかつ正式に雇用されているような人間。この523万人の中はほとんどそうだと思います。

また、こういう法律を作ると性悪説で、変な新しい会社を作って、バーチャルなこともやる人もあるとは思いますが、これはリアルなエンティティをちゃんとしっかり持って、そういう条件の中で正社員を本当にフレキシブルにローテーションをすること自体がいろいろな意味で本当の、労働力不足だけではなくて、その会社の実際の仕事の山の平準化とか、そういうものも全部含めて対応できるわけです。

そうしますと一石二鳥で、身元がしっかりしていて、技術もあつて、拠点もあつて、そういう人たちを本当にどういうふうに活用していくか。この523万人全員がそうだとはいませんが、かなりの人間が身元確認もされて、しっかりした人間なわけですから、そういうことも、技能実習制度とは離れたところで御勘案願えるとありがたいと思います。

(甘利議員) 今の件ですね。どうぞ。

(田村大臣) 社内研修という形ならいいのでありましようけれども、例えば先ほどの日本の国で働くという話で、やはり賃金は内外無差別なので、もし安くて雇っている方々が日本に来ると、賃金を日本並みに払わなければいけない。そこはどう考えるかという問題が1点あるのだと思いますが、そういう問題点をクリアできればいろいろと検討の余地はあると思います。

(佐々木議員) 今の議論は、例えばうちの中でローテーションをするわけですから、うちの中での処遇については、当然、その地域に合った処遇をしていくわけですので、誰かうちのところに来て、うちの従業員を切つてとか、そういうことではないわけですから、日本ほど雇用を切りにくいところはありませんので、そんなことは絶対ありませんので。

(安倍議長) 企業も、例えばバングラデシュの東芝の社員が日本の東芝に来て、バングラデシュの給料ということではないわけですね。

(佐々木議員) ないです。それでは生活できませんので、要するにこちらに来たときには特別手当等をしっかり出すということになると思います。

(田村大臣) 日本と同じ待遇になるわけですね。

(佐々木議員) 同じというのがどの程度かは、詳細には申し上げられませんが、基本的には生活できるように手当をするということです。

(甘利議員) 要するに、グローバルな社内異動というのは、ある程度できるわけでしょう。

(佐々木議員) いや、外国採用した者は外国だけで、うちは本社で採用している人間は、もちろん、外国人もいるのですけれども、その人は本当に日本人と同じ形なのですが、ま

た向こうに行くとき、就労ビザが要るのです。

(甘利議員) 幹部職員とかは要るのですか。

(佐々木議員) 幹部職員もそうです。

(安倍議長) 現場の人も含めてということですか。

(佐々木議員) はい。現場の人も含めてです。

(榊原議員) 我々の事例ですと、ヨーロッパ内では相当自由に、管理監督者はもちろん、一般作業員もできます。そのかわり、当然、その国の労働の条件を遵守するのが前提です。

ですから、今、おっしゃられたように、日本に来た場合も日本の労働条件に合わせるのが前提だと思います。日本では今、それができないのです。

(新藤議員) 国家戦略特区の担当大臣として申し上げたいと思いますが、いろいろと特区に関する御期待をいただいてうれしく思っています。

例えば家事とか介護支援ですとか、今の労働も含めて、日本において外国人が、外国企業が進出した場合の従業員に対する居住環境サービスとか、そういう一環として、特区内でそういう家事とか介護支援をやってみるとか、いろいろな工夫ができるのではないかなと思っっているのです。

ですから、それは具体的な提案をしていかななくてはならないなと思っておりますし、そういうためには、まずは実験場があるわけですから、今のような御意見を踏まえて、まず、そこで実験をして証明をすることが重要ではないかと思っておりますので、取り組みたいと思っております。

(岸田大臣) 外国人材の活用につきまして、人権という点で1つ申し上げたいと思っております。

特に、この技能実習制度を活用した外国人材の受け入れ拡大に当たっては、人権に最大限配慮する必要があると考えています。米国におきまして、国務省が「人身売買報告書」というものを公表しておりますが、その中にありまして、我が国の技能実習制度を中心に我が国に大変厳しい評価が示されています。こうした国際的な批判に耐え得るような制度の適正化を図ることが必要であると考えております。

あわせて、先ほど高橋議員あるいは厚生労働大臣からもありましたが、介護人材につきましては、既存のEPAに基づく制度の活用により受け入れを拡大する余地があるということを私の方からも指摘をさせていただきたいと存じます。ぜひ、一層の制度改善に向け関係省庁と連携していきたいと考えております。

(甘利議員) 技能実習制度については、不名誉な評価にならないようにということを総理からきつく指示をいただいております。きちんとした改善をしていきたいと思っております。

(茂木議員) 今、日本企業の海外子会社の従業員に関して、田村厚生労働大臣から大変前向きな御答弁をいただいたので、処遇の問題をクリアすればやれるのではないかということで、その方向でぜひ御検討いただければと思います。

(長谷川議員) 留学生 30 万人計画の推進はぜひやっていただきたいのですが、留学生が卒業後に日本で働いていただくことも重要であり、日本に留学に来てむしろ嫌いになって帰ることがないようにすべきです。その一つのキーは学生寮、それも日本人と共同で入居するのが重要です。早稲田大学は、中野に 900 人ぐらいの規模の寮を作り入居を開始したところですが、例えば国有地なんかを貸与して、建物はディベロッパーが建てて運用するという形で、必ずしも 1 つの大学だけではなく、複数の大学の留学生がそこで日本人と一緒に生活するとか、そういうことを何かお考えいただけないかなというのが 1 つです。

もう一つは、日本に来ておられる留学生は中国・韓国の方が圧倒的に多いわけですが、やはり政策的に A S E A N の方にも日本にもう少し来ていただけるようなことを政府としても、もちろん民間もやりますけれども、取り組んでいただければと思います。

最後に 1 つだけ、准保育士について田村大臣からご発言がありました。先の私の提案は、保育士の方が働いていただくことを邪魔するものではなく、子供や孫を育てた経験があるような人が、保育士をサポートするという概念で申し上げます。

(安倍議長) 留学生に関するご提案は、いい提案だと思います。

(田村大臣) 配置基準の中にカウントされてしまうと困ってしまうということです。

(長谷川議員) それは最終的には、決めていただくことと思います。

(甘利議員) 他にありますか。

活発な御議論、ありがとうございました。それでは、ここで総理から御発言をいただきたいと思いますが、その前にプレスが入ります。

#### (報道関係者入室)

(甘利議員) それでは、総理から御発言をお願いいたします。

(安倍議長) 世界の人材、資金、技術を引きつけ、日本の成長に結び付けるためにも、日本国内の徹底したグローバル化を進めていかなければなりません。

安倍政権の成長戦略では、対日直接投資をインフラ輸出と並ぶ重要政策と位置づけることといたします。

このため、司令塔として「対日直接投資推進会議」を立ち上げることにいたします。ジェットロに加え、在外公館も総力を挙げて、外国企業による対日投資案件を発掘するとともに、外国企業経営者の意見を吸い上げていきたいと思っております。甘利大臣を中心に関係大臣や関係会議が連携して必要な制度改革に取り組むこととしたいと思っております。

私も外国訪問の機会に、現地の企業、経済界などに対日投資を積極的に呼びかけるなど、トップセールスを行っていきたく思いますし、また、関係閣僚にも同様の活動をお願いしたいと思います。

その結果、どのような結果が出ているかを報告せよとの御発言もございましたので、そういう方向でやっていきたいと思っております。

あわせて、優秀な人材の受け入れや留学生などの外国人材の積極的な活用に取り組む必要があります。

谷垣法務大臣を中心に、関係閣僚の協力の下で、技能実習制度の管理・運用体制を抜本的に強化・改善するとともに、実習期間や対象業種などについて必要な見直しを行っていただきたいと思います。

特に、オリンピックに向けて、当面の建設人材不足を補うため、外国人建設技能者の活用が必要であります。本日の閣僚会議の決定に基づき、関係閣僚には新たな制度の具体化をお願いいたします。

本日の議論を踏まえ、移民政策と誤解されないように配慮しつつ、女性の活躍推進や中長期的な経済成長の観点から、十分な管理体制の下での更なる外国人材の活用の仕組みについても、検討を進めていただきたいと思います。その際、国家戦略特区の活用も含めて検討をしていただきたいと思います。

(甘利議員) 総理、ありがとうございました。

それでは、マスコミの皆さんはここまでとさせていただきます。

(報道関係者退室)

(甘利議員) 対日直接投資につきましては、総理の指示を受け、その促進に全力を挙げてまいります。

外国人材につきましては、関係大臣が緊密に連携をとりながら、検討を進めていただきたいと思います。

本日の合同会議はここまでといたします。続いて経済財政諮問会議を行います。競争力会議の民間議員の方々、それから、合同会議に御出席をいただいた関係大臣はここで御退席となります。ありがとうございました。

(産業競争力会議関係者退室)

## ○財政健全化に向けて

(甘利議員) さて、本日から、骨太方針の策定に向けまして、主要な歳出分野の重点化・効率化について議論を進めてまいります。

本日は、その第1回といたしまして、財政健全化に向けて、平成27年度予算及び中期の取組に関する基本的な考え方について、御議論をいただきます。まず、高橋議員から御説明をお願いいたします。

(高橋議員) 私から財政健全化に向けて御報告申し上げます。資料8-2をご覧ください。

2ページ、全体の枠組みでございます。中期的な財政健全化についてでございますけれ

ども、2015年度のプライマリーバランス赤字半減、その上で、右下の図にございますけれども、2020年度はまだプライマリーバランス赤字が1.9ポイント残る見通しですので、これを黒字化すること。この目標はどうしても達成しなければいけないと思います。

特に2016年度以降について、財政健全化の道筋を具体的に示していく必要があるわけですが、その際には財政健全化の一丁目一番地は歳出改革であるということを確認する必要があります。非社会保障分野について、更なる重点化・効率化を検討する。加えて社会保障分野についても、効率化等々の進捗状況を点検しながらも、必要な改革についての選択肢を検討することに着手すべきであると思います。

続きまして、平成27年度予算全体のフレームでございますけれども、平成27年度予算は特に重要な意味を持つと思います。消費税率を引き上げる中で、歳出削減を徹底して、政府の財政健全化に取り組む姿勢をしっかりと国民に見せていく必要があると思います。その点で2点申し上げたいと思います。

1点は、「中期財政計画」に基づいて、プライマリーバランス赤字を一般会計ベースで平成27年度予算においては、マイナス15兆円を大きく下回るよう、取組を強化すべきこと。

2点目に、プライマリーバランス対象経費の総額については、中期と同じですけれども、非社会保障経費については、平成26年度予算以上に引き締まったものにする。一方で社会保障については、1兆円弱の自然増が想定されるわけですが、しかし、ここについても聖域なく見直しを行っていく必要があると思います。そして、両者を合わせて前年度並みに歳出を抑えるつもりで努力すべきではないかと考えます。

続きまして、3ページ目をご覧くださいまして、財政の質の改善ということで何点か提言をさせていただきたいと思います。

財政健全化を進めるためには、財政の質を改善するためのフレームワークが必要であると思います。その際のキーワードは3つあると思います。1つが監視機能の強化、2つ目が財政ルール、3つ目が透明性の確保でございます。

まず、監視機能の強化で、このページの上の段に書かせていただきましたが、若干、手前味噌になることをお許しいただければ、諮問会議のチェック機能を強化すべきではないかと思えます。参考1の基礎的財政収支の各国の推移をご覧くださいますと、明らかに日本は財政健全化に向けた動きが鈍かったわけございまして、IMFは「財政ルール導入・遵守状況」と「財政状況の改善」が相関していると言っております。

こうした観点から、参考3、右下をご覧くださいと思いますが、OECDは財政健全化を進めるために諮問会議のチェック機能の強化を提言しております。エビデンスに基づいて諮問会議がチェック機能を充実することが考えられるわけございまして、具体的には、経済財政試算の位置づけを高める、あるいは金利が上昇したり、経済が減速したりした場合の財政収支に与える影響を推計するとか、そういった試算・推計などを充実させ、これを応用していく。こういったことも含めたチェック機能の強化が必要ではないかと思えます。

それから、OECDは「複数年の財政計画や財政目標に関するより強固な法的根拠を通じて財政政策の枠組みを改善」すべきとっております。経済再生と財政健全化を両立するための、例えば基本法であるとか、そういったことまで検討すべきではないかと思えます。

続きまして、4ページ目をご覧くださいまして、3つ目のポイントが透明性の向上でございます。ここに関しては3点申し上げたいと思えます。

まず1点目は、予算執行の促進、あるいは予算の適正規模の把握。こういった観点から、国・地方で執行された予算を把握することは当然ですけれども、同時に、消化されていない予算についても把握、それから、四半期ごとの公開、こういったことを進めるべきではないかと思えます。

2点目でございますが、毎度、新藤大臣にお願いしておいて申しわけないのですが、今回もまた地方財政についてお願いを申し上げたいと思えます。それは地方財政の情報をもっとオープンにさせていただきたいということでございまして、例えば地方財政制度審議会の公開されている情報。ここは議事要旨だけしか公開されておりませんで、具体的な議論の中身、あるいは使われた資料といったものがオープンになっておりません。ぜひともフルオープンをお願いしたいということ。あるいは四半期決算データの情報の整備、地方交付税の細目などの情報開示、こういったことも遅れているので、ぜひ対応をお願いしたい。

それから、このページの右下、図表2にございますが、地方の人件費の推移をご覧ください。平成19年度から平成23年度までの間に、人件費は地方では2兆円近く削減したと言われております。ところが、よくよくヒアリングをさせていただきましたら、そのうちの、例えば真ん中ですが、物件費として委託料にはね返っている部分が1兆円近くあるわけでした、実際にはこの差額で見なくてははいけない。こういった情報についても余りきちんと今までは出ていなかったように思います。ぜひとも情報開示、透明性の確保をお願いしたいと思えます。

3点目は、今後、公共事業、あるいはいろいろな分野で中期的な計画が作られるわけですが、こうした計画については金額ありきではなくて、目指すべき姿、達成すべき目標を明確にした上で、経済情勢や財政状況の変化に柔軟に対応できるようにすべきであると思えます。したがって、こういった計画が縦割の弊害に陥ることのないように、諮問会議等々としてしっかり議論をさせていただくべきではないかと考えております。

最後でございますが、この4月から数カ月は消費税も上がり、そして、成長戦略が打ち出されてくる中で、企業が国内で投資をするか、あるいは雇用を拡大するかという、非常に今後の方向性を決断する重要な時期になってくると思えます。骨太の方針に向けて、法人税減税についてどれだけ明確なメッセージを出せるか。このことを、今、企業が見守っている段階であると思えます。アベノミクスの成果で税収増が出てきておりますので、これを法人税減税の財源として使っていくという方針も含めて、しっかりとこれから示して

いくべきではないかということをお願いしたいと思います。

(甘利議員) それでは、御自由に御意見をいただきしたいと思います。

(伊藤議員) 年金財政の検証について、一言申し上げておきたいと思います。

今の年金財政の検証を見ますと、2024年以降、名目金利が成長率より2パーセントポイントぐらい高い状況を想定しているのです。これは恐らくモデルを使うとこういう結果になるということであろうと思うのですけれども、経済学者の私が言うのも申しわけないのですが、経済モデルはよく間違えるものですから、過去の状況を見ますと、御存じのように、実際には名目金利と成長率はそんなに離れていることはなかったわけです。

ですから、そういう意味では、金利が成長率より高いのは年金財政にとっては都合のいい数字ではあるのですが、想定外ということもございますので、例えば差が1パーセントポイントとか、あるいは金利と成長率が同じであるというケースも一応想定して、しっかり検証しておく必要があるのではないかとということが第1点です。

2点目は、先ほど高橋議員の方からもおっしゃっていただいたのですが、今日も前半で法人税の引下げの話が出たので一言申し上げたいのです。これは決して財政健全化に向けた道筋に変更を加えるものではないということです。よく誤解があって、将来の成長による財源で減税しましょうというふうに勘違いされているのですが、決してそんな話をしているわけではなくて、既にアベノミクスでデフレから脱却して税収が増えているわけで、これまでのアベノミクスの成果を活用して、法人税を可能であれば下げていくという方向でぜひ考えていただきたいと思います。

(佐々木議員) 財政健全化ということなのですけれども、平成26年度の予算で目標の4兆円を超える5.2兆円のプライマリーバランス赤字改善を実現したということが非常に良かったわけですが、やはり平成27年度予算においても、2015年度プライマリーバランス赤字半減を超えた改善を盛り込んでいって、未だ見込みの立っていない2020年度のプライマリーバランス黒字化へのハードルを確実に下げていく必要があると認識してございます。

それから、平成26年度予算でいきますと、新規の国債の発行額も前年度から1.6兆円減額できたわけですが、これで公債依存度も3.3ポイント改善して、43%に低下はしましたが、やはり国と地方の長期債務の残高は2014年度末に1,010兆円に達する見込みでもあります。これから成長戦略の要である民間主導の設備投資も、エネルギー問題ですとか、規制緩和の不透明さから、必ずしもその立ち上がり急峻に行われているわけではなく、一部には追加の金融緩和みたいなことも取り沙汰されているわけでございます。

しかしながら、米国同様、日本もいずれは、テーパリングを当然開始しなければならないのは自明でありまして、財政健全化の可能な限りの前倒しを不退転の決意で取り組んでいく必要があるであろうと思います。

また、財政の質の改善。先ほど高橋議員の方から説明がありましたように、諮問会議のチェック機能の強化を進めていくというお話はもちろんあるのですが、やはり人的なリソースというものは、非常に膨大なものをどこまで見るかというのはあると思うのですが、

課題が大きいと思います。

そうすると、本当に良いかどうかはまた別なのですけれども、例えば1,258人の定員を持つ会計検査院のミッションとして、会計検査院法29条に「国の収入支出の決算の確認」というふうにあります。会計検査院が財政の支出の確認を決算チェックの中で実施していくことも一案かなと思います。

ですけれども、本件は以前に行政刷新会議の分科会で指摘をしたのですが、いろいろ独立性の問題その他で実現しなかった経緯がもちろんあるわけで、しかしながら、会計検査院が危機的な財政の立て直しに貢献すること自身は、その独立性を侵すものではないと考えておりますので、相応の人的リソースの配分がない限り、なかなか諮問会議で全てチェックといっても、基本的なところといっても、やはりベースになる水準のところを押さえたいかなとなかなか難しいところもあるとは思っていますので、何らかの施策をお願いしたいと思います。

(高橋議員) 今、佐々木議員がおっしゃったことに反論するわけではないのですが、会計検査院等で、人的リソースを拡充してチェックすることも必要だと思いますが、同時に、資料8-2の3ページ目に当たるところで、左下にスウェーデンの例を書かせていただきました。

ここは政府の中に、委員は6人で、そこに事務局がついているわけですが、十数名の機関を作って、彼らが財政黒字目標であるとか、達成状況、持続性、透明性、いろいろなチェックをしております。そういう意味で、少ない人数であっても、スウェーデンのように大きな括りでのチェックというものはできると思いますので、両方を拡充していくことが有効ではないかなと思います。

(麻生議員) 法人税の話がたくさん出ました。高橋先生から出された資料8-2の2ページ目の一番上に、他にもいろいろ書いてあるのですが、2020年度にプライマリーバランスを黒字化すべきと言って、法人税は下げるべきと言うわけですから、全く矛盾したことを言っておられるのですが、それに替わるものを埋めてもらわなければいかぬ。法人税が下がった分を埋めてもらわなければいかぬ。片方は下げて、片方は上げろというわけですから、言っていることは矛盾しています。

ですので、その分、少なくとも今まで、別に外してあった、例えば繰越欠損金9年などという話はやめてもらおう、外形標準課税をやろうではないかとか、いろいろなやり方を考えない限りは、これは埋まりませんよ。そういった意味では、ここのところはきちんとやらないと、明らかに法人税を納めているのは、全法人の30%が法人税を納めているわけですから、残りの70%が払っていない状況はどう考えてもおかしいのですよ。このところを何とかすることを考えるという、全体的なことを考えないと、この問題は解決しないと私は思います。

(佐々木議員) 何から何まで全部やれと言っているわけではなくて、法人税の問題そのものは、今、政府税調のほうでいろいろお話をさせていただいているわけですが、

課税ベースの拡大そのものについて、全くイコールのところまでやるか、やらないか。それから、欠損企業70%といっても、ほとんどの企業が法人成りで、数としては非常に大きい割には、その母集団を本当にちゃんと検証していく必要がある。

また、先年度の法人税も、8.7兆円の予算のところは10.1兆円に行っているわけで、それが今度は10.1兆円の予算がどこまで増えるのかということだと思います。それを、先ほど伊藤議員が言ったみたいに、先に刈り取るわけではなくて、トータルを見ていった上で、前回も言いましたけれども、補正の予算があるなら、補正の減税があってもいいのではないかと。

そういうお話もちろん差し上げたのですが、そういう仕組みの問題とは別に、トータルの枠の中で、これもだめ、あれもだめと言っているのではなくて、ぜひ、今のアベノミクスでの成長を確実に、フォワード・ガイダンスをやりながら、どこでそれを摘み取るか。そういうことをずっとシステムチックにやっていくことによって、法人税も下げていくし、財政の健全化もしていく。要するに浮いた分、三方一両得で、一つは経済活性化、一つは財政健全化、一つは法人税減税と言っただけだと非常にいいのです。

そんなうまくいくかどうかは別ですが、ただ、そんなにあちらもやれ、こちらもやれと言っている議論ではなくて、それなりにシステムチックに考えているということだけは御理解いただきたいと思います。

(新藤議員) 高橋議員から、いつも建設的な御提言をいただいてありがたく思います。ですから、状況報告と課題を申し上げます。

まず、地方団体の決算は徹底して情報開示が可能です。現状も1,789地方団体全てでやっておりますし、総務省も全部把握しておりますから、全て出せるという状態で、開示しております。

それから、地方交付税こそは完全に電子化になっておりまして、これも内訳の開示がなされております。ですから、それは御要望いただければ開示は可能です。

さらに、公共事業の執行は契約済み額と支出済み額まで全部押さえています。ですから、これも全て把握できるのですが、毎月それを発表しているのは都道府県と指定都市、政令市、中核市、県庁所在市までなのです。その他の市区町村は四半期ごとでございますので、そこは少し工夫をしなければいけないであろうと思います。

四半期決算データにつきましては、地方自治体の公会計制度がまだ導入が少し足りないことが問題です。したがって、今回、統一した公会計の基準を、きちんとしたものを出そうと思っています。それは電子化を前提としたものにしよう。それは我々が全国を全て把握できるような形にまで持っていこうではないかと。今、こういういろいろな作業をしているわけです。これは行政の電子化の一環です。その中で、この決算につきましては取り組みたいと思います。現状のシステムでやれといいますと、物すごく膨大な作業が出てくるので、そこは今、いろいろ改善したいと。このように考えております。

(甘利議員) それでは、この議論はここまでといたします。

ここで総理から御発言をいただきます。

(安倍議長) 今回も法人税率の議論がございました。2013年度については6月ぐらいに税収が明らかになってくるわけでありますが、このアベノミクスの成果としての果実がどれぐらいになっているのかということが確定してくるわけでありまして、議論だけの話ではなくてくるのであらうと思います。

その中において、果たしてどれぐらい税収が増えたのか。弾性値がどうなっているのか。あるいは欠損企業のパーセンテージがどれぐらい変わってきたのか。そして繰越欠損金においても、それが縮んでくることによって税を納める企業が増えてくるわけでありまして、そうすると、来年度、再来年度に果たしてどれぐらい成果があつて、その成果について、先ほど佐々木議員がおっしゃったように、それを税にもどう配分していくかということも含めて、また配分できるのか。そういうことも含めて、また、それを法人税に配分している中において、どういう経済成長、あるいは株価でもいいのですが、影響を与えてくるかということについても分析をしていくことが必要でありますし、それをしていくことによって、しっかりと地に足のついた議論もできるのではないかと。このように思います。

消費税率引上げで国民に負担をお願いしている中、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に向けた取組み着実に推進し、まずは、来年度においてプライマリーバランス赤字半減目標を確実に達成することが重要であります。

平成27年度予算において、歳出効率化を徹底して進めることができるように、今後、経済財政諮問会議でしっかり議論を進めていただきたいと思います。

民間議員から提案のあつた、国・地方の財政状況に関する透明性の向上、チェック機能の強化は極めて重要な課題であります。

諮問会議において、具体的方策について検討してほしいと思います。また、関係大臣においても、財政に関する一層の透明性向上を進めていただきたいと思います。

(甘利議員) 総理、ありがとうございました。

諮問会議では、今後、平成27年度予算につきまして主な歳出分野ごとに議論を進めてまいります。また、総理からただいま御指示がありました、財政に関する透明性向上、チェック機能強化等につきましては、関係大臣の御協力をいただきながら検討を進めてまいります。諮問会議の事務局をもう少し強化して、どう取り組んでいけるかについても考えてまいります。

本日は以上といたします。ありがとうございました。